

消費者保護ルールの在り方に関する検討会（第 51 回）
令和 4 年改正電気通信事業法施行規則への対応状況に関するヒアリング
追加質問事項

<質問>

3-2 期間拘束契約に係る違約金等に関する制限に係る既往契約等の経過措置について、テレコムサービス協会 FVNO 委員会様からは各社様からのご意見が報告されています。ヒアリング事項に基づいて各社様のご意見等は伺えないでしょうか。皆さまのご意見がわかるご回答をお願いいたします。

（石田構成員）

（一般社団法人電気通信事業者協会 回答）

- 当協会の会員事業者のうち 6 社については、個別にヒアリングがありましたので、各社の発表の通りとなります。
個別にヒアリングがなかった会員事業者については、自己設置により FTTH サービスを提供している会員事業者（1 社）から意見があり、次の内容でしたので回答させていただきます。
- 「当分の間」の廃止の検討にあたっては、以下の点についてご配慮いただき、慎重な検討をお願いしたく存じます。
 - FTTH のライフサイクルに対して妥当な期間であるか
→既往契約等を新契約に移行する上で十分な期間が必要
 - 事業者による工事の要否の違いは考慮されているか（一種指定事業者、光コラボ事業者、接続事業者、自己設置事業者）
→経営への影響等、事業者によって状況が異なるため、工事費等については違約金等とは分けて検討いただきたい
 - 一律で時期を定めて廃止となった場合、事業者間での過度な営業により不適切な勧誘を助長するおそれがあり、期間拘束契約の更新時期が到来したもから廃止する等、廃止時期についても検討いただきたい
 - サービスの提供形態としてトリプルプレイサービス（インターネット、電話、テレビ）で考える場合、インターネットや電話だけでなく放送サービス（テレビ）の期間拘束契約に係る違約金等がスイッチングコストとなって利用者の自由なサービス選択を妨げていないか
→CATV 事業者は放送サービスで未だに拘束期間を設定、放送サービスの違約

金が高額、等

○システム改修に必要な時間的猶予の確保等、事業者の対応において過度な負担にならないよう一定の配慮をいただきたい

以上